

# ドイツにおける電子政府法の概要及び評価

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
調査企画課 渡辺 富久子

## 目 次

はじめに

### I 行政の電子化を目的とした立法の経緯

- 1 個人情報保護と情報セキュリティ（1970年代後半～2000年代初め）
- 2 官僚的手続の削減と連邦・州の協力による電子政府推進（2005～2009年）
- 3 電子政府法等の制定（2010～2013年）
- 4 行政手続における電子化推進（2013年～）

### II 電子政府法の概要

- 1 電子政府法の改正経過
- 2 電子政府法の概要

### III 電子政府法の評価

- 1 連邦内務省による評価の委託
- 2 委託調査報告
- 3 連邦政府による検討

おわりに

翻訳：行政の電子化を推進する法律（電子政府法）

キーワード：ドイツ、電子政府、電子政府法、行政手続、本人確認、電子署名、行政ポータル  
サイト

## 要 旨

ドイツでは、1997年に電子署名法が制定されるなど、行政の電子化に資する立法は1990年代末から漸次行われていたが、電子政府の法的枠組みを定める電子政府法は、ようやく2013年に制定された。

電子政府法は、行政サービスの申請から文書保存までのプロセスを一貫して電子化することを目的とする。同法により、連邦、州及び市町村の官庁は、電子的な通信を可能にすること等が義務付けられ、電子的な文書管理を導入し、行政手続の最適化を行うものとされた。

連邦内務省による委託を受け、2018年3月に提出された民間コンサルタント会社の同法の評価によれば、電子的な行政手続が市民や企業に浸透しているとは言い難い状況にある。連邦政府は、委託調査の結果を受けて2019年5月に報告書を取りまとめ、電子政府を促進するための様々な施策を検討した。

## はじめに

ドイツにおいては、1990年代末から行政手続の電子化に資する法律が漸次整備されてきており、2013年には電子政府の法的枠組みを定める電子政府法が制定された<sup>(1)</sup>。同法は、連邦の官庁のほか、連邦法を実施する場合に州や市町村の官庁の行政活動にも適用される。電子政府法は、紙の書類と電子的な事務が混在している手続を、電子媒体で一貫して行うことができるようにすることを目的とする。電子政府法により、行政官庁は、電子メールアカウントの取得や、電子決済手続への参加などが義務付けられた。

本稿では、行政の電子化を目的とした一連の立法措置における電子政府法の位置付けを確認した後、同法の概要及び評価（2019年の連邦政府報告書）を紹介し、2021年7月時点の電子政府法の翻訳を付す。

## I 行政の電子化を目的とした立法の経緯

ドイツでは、「官僚的手続の削減」（後述）及び行政の電子化を目的として、近年様々な法律が制定され、電子政府の在り方が漸進的に具体化されてきた。中でも、2009年のドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。以下「基本法」という。）改正<sup>(2)</sup>と2013年の電子政府法の制定、2017年のオンラインアクセス法<sup>(3)</sup>の制定は、行政の電子化の体制整備のための規定として一連の流れを成すものであり、電子政府法に基づいて行政プロセスを改革し、技術的な基

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月31日である。

(1) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749). <<http://www.gesetze-im-internet.de/egovg/EGovG.pdf>> 2013年制定時の電子政府法の条文の翻訳は、次で紹介した。渡辺富久子・古賀豪「ドイツにおける行政の電子化推進のための立法」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.38-84. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8747938\\_po\\_02610004.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747938_po_02610004.pdf?contentNo=1)>

(2) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 91c, 91d, 104b, 109, 109a, 115, 143d) vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S.2248).

盤を整備した上で、連邦と州の協力により（基本法）、電子的な行政サービスの提供が促進されている（オンラインアクセス法）。

以下、行政の電子化を目的とした立法の経緯を紹介する。

## 1 個人情報保護と情報セキュリティ（1970年代後半～2000年代初め）

情報通信技術（ICT）が発達するとともに、個人情報保護の問題に対処するためのデータ保護法（1978年施行）<sup>(4)</sup>や、情報セキュリティ強化のための技術を規制する電子署名法（1997年施行）<sup>(5)</sup>等の法律が制定されてきた<sup>(6)</sup>。しかし、これらの法律は公的部門と民間部門に等しく適用され、特に行政の電子化のみを目的としたものではなかった。行政の電子化に関連した規定としては、電子署名法の制定を受けて、書面での署名の代わりに適格電子署名<sup>(7)</sup>を許容する規定が行政手続法に設けられる（第3a条）<sup>(8)</sup>等、個別の規定は存在したが、行政の電子化に関するまとまった法規はなかった。

## 2 官僚的手続の削減と連邦・州の協力による電子政府推進（2005～2009年）

第1次メルケル政権（キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）のいわゆる大連立政権）（2005年11月～2009年10月）においては、行政手続に係る負担を軽減しようとする政策「官僚的手続（Bürokratie）の削減」が打ち出された。これを実現するため、行政手続の負担軽減に電子化のメリットを生かそうとする立法が行われるようになった。例えば、事業者に対して法人税等の申告を電子的に行うことを義務付ける「官僚的な租税手続を削減するための法律<sup>(9)</sup>」が制定された（2009年1月1日施行）。

また、連邦制国家であるドイツでは、連邦と州はそれぞれ独立の統治機構を有し、各々が所掌する事務をそれぞれの責任で遂行することが原則とされているところ、基本法の2009年改正によって第91c条「情報技術システム」が新設され、連邦と州は協力して、情報技術システムを計画、構築及び運用することができることが定められた<sup>(10)</sup>。これは、連邦と州の官庁の任務や所管を統合して、行政の電子化を進めることができるようにするための規定であった<sup>(11)</sup>。第91c条に基づ

(3) Onlinezugangsgesetz vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122, 3138). オンラインアクセス法については、渡辺富久子・神足祐太郎「ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題」『レファレンス』No.847, 2021.7, pp.49-74. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11703677\\_po\\_084703.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11703677_po_084703.pdf?contentNo=1)>を参照。

(4) 現行のデータ保護法は、Bundesdatenschutzgesetz vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2097).

(5) Gesetz zur digitalen Signatur vom 22. Juli 1997 (BGBl. I S. 1870, 1872). この法律は2001年に全面改正された。Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen vom 16. Mai 2001 (BGBl. I S. 876). 米丸恒治訳「ドイツ新電子署名法（資料）」『立命館法学』279号, 2001, pp.1517-1534. さらに、この法律は2017年に廃止され、EU域内における電子取引のための電子認証及び信頼役務に関する規則(EU)No.910/2014を実施する信頼役務法(Vertrauensdienstegesetz vom 18. Juli 2017 (BGBl. I S. 2745). <<https://www.gesetze-im-internet.de/vdg/VDG.pdf>>)に取り込まれた。信頼役務法の訳は、同訳「ドイツ信頼役務法」『専修ロージャーナル』15巻, 2019.12, pp.239-251を参照。

(6) 本章の記述に当たり、Wolfgang Denkhaus et al., *E-Government-Gesetz, Onlinezugangsgesetz: mit E-Government-Gesetzen der Länder und den Bezügen zum Verwaltungsverfahrenrecht: Kommentar*, München: C.H. Beck, 2019, S. 18ffを参照した。

(7) 法令が定める高いレベルのセキュリティ要件を満たす電子署名。

(8) Drittes Gesetz zur Änderung verwaltungsverfahrenrechtlicher Vorschriften vom 21. August 2002 (BGBl. I S. 3322). 第3a条は2003年2月1日に施行された。

(9) Gesetz zur Modernisierung und Entbürokratisierung des Steuerverfahrens (Steuerbürokratieabbaugesetz) vom 20. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2850).

(10) 山口和人「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）(1) —基本法の改正—」『外国の立法』No.243, 2010.3, p.8. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1166438\\_po\\_024301.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166438_po_024301.pdf?contentNo=1)>

(11) Denkhaus et al., op.cit.(6), S. 19.

き、行政の電子化に関する連邦と州の協力のための評議会「IT 計画評議会」(IT-Planungsrat)<sup>(12)</sup>が、2010年に連邦内務省に設置された。IT 計画評議会の委員は、連邦政府のIT 担当官(CIO(Chief Information Officer)に相当)及び各州政府のIT 担当の代表者である。IT 計画評議会は、行政の電子化に係る連邦と州の協力の調整、IT 相互運用性及びセキュリティの標準化に関する決定、電子政府プロジェクトの進捗管理等を行っている。

### 3 電子政府法等の制定 (2009～2013年)

第2次メルケル政権(CDU/CSU及び自由民主党(FDP)の中道右派連立政権)(2009年10月～2013年12月)<sup>(13)</sup>は、電子的身分証明書による本人確認の仕組みを定める身分証明書法(2010年11月施行)<sup>(14)</sup>や、通常の電子メールよりも高い安全性を保障するDeメールについて定めるDeメール法(2011年5月3日施行)<sup>(15)</sup>を制定した。電子的身分証明書とDeメールは、国民が簡便に電子申請を行うことができるようにすることを目的としており、その上で電子政府構想を広く実現しようとするものである<sup>(16)</sup>。

さらに、全31か条から成る「行政の電子化の推進及び他の規定の改正に関する法律(EVerwFG)<sup>(17)</sup>」(条項法<sup>(18)</sup>)が制定された(一部を除き、2013年8月1日施行)。その第1条として制定されたのが、電子政府の枠組み法ともいえる電子政府法である。EVerwFGはDeメール法(第2条)や行政手続法(第3条)等の関係法令も改正しており、その第30条第1項では、連邦政府は法律の施行から5年以内に同法の評価及び改正の提案を連邦議会に行うことが定められた。電子政府法の概要は第II章で、評価については第III章で紹介する。

### 4 行政手続における電子化推進 (2013年～)

第3次メルケル政権(CDU/CSU及びSPDの大連立政権)(2013年12月～2018年3月)は、EVerwFG第30条第2項<sup>(19)</sup>の規定に基づき、行政手続における書面提出の削減を目的として、2,982件の行政手続の中に、書面提出を要さず、電子的な手続のみでも可能なものがあるかどうかを調査した<sup>(20)</sup>。この結果を基に、同政権は、書面削減法(2017年4月5日施行)<sup>(21)</sup>を制

(12) 基本法第91c条に基づき、「IT 計画評議会の設置並びに連邦及び州の行政において情報技術を使用する際の協力の基礎に関する協定」(Vertrag über die Errichtung des IT-Planungsrats und über die Grundlagen der Zusammenarbeit beim Einsatz der Informationstechnologie in den Verwaltungen von Bund und Ländern vom 20. November 2009 (BGBl. 2010 I S. 662))が連邦と各州の間で締結された。IT 計画評議会は、基本法第91c条のほか、この協定を根拠とする。

(13) 第2次メルケル政権の電子政府に関する立法については、渡辺・古賀 前掲注(1)を参照。

(14) Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S. 1346)。翻訳は、古賀・調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「身分証明書及び電子的本人証明に関する法律(身分証明書法)」同上, pp.47-63を参照。

(15) De-Mail-Gesetz vom 28. April 2011 (BGBl. I S.666)。翻訳は、渡辺富久子訳「Deメール法」同上, pp.64-78を参照。

(16) 同上, p.39。

(17) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749)。

(18) 条項法(Artikelgesetz)とは、複数の条(Artikel)から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

(19) EVerwFG第30条第2項は、連邦政府は、連邦の行政法分野の法令のうちいずれにおいて、書面の方式(第1号)及び本人確認のための官庁への出頭(第2号。電子的本人確認により代替できるもの)を要求しないことができるかについて、当該法律の施行から3年以内に連邦議会に報告することを定めている。

(20) 調査結果の報告は、次の資料にある。„Bericht der Bundesregierung zur Verzichtbarkeit der Anordnungen der Schriftform und des persönlichen Erscheinens im Verwaltungsrecht des Bundes,“ Juli 2016. (BT-Drs. 18/9177)

(21) Gesetz zum Abbau verzichtbarer Anordnungen der Schriftform im Verwaltungsrecht des Bundes vom 29. März 2017 (BGBl. I S. 626)。

定した。書面削減法により、書面提出を求める 450 件以上の規定（法律のほか、命令を含む。）について、書面による手続に加えて、電子的手続も可能となった。

また、連邦、州及び市町村の行政のポータルサイトのネットワーク化を図るオンラインアクセス法（2017 年 8 月 18 日施行）が制定された。ポータルネットワークの本格運用の準備は 2022 年末までに整う予定であり、連邦、州及び市町村の多くの行政手続が電子的に可能となる。このポータルネットワークは、基本法第 91c 条に基づく連邦と州の協力の 1 つの形態である。

第 4 次メルケル政権（CDU/CSU 及び SPD の大連立政権）（2018 年 3 月～）も、引き続き行政の電子化推進の施策を行っており、2021 年 3 月 28 日に、納税者番号（Steuer-ID）を他の行政手続においても使用することを可能とする法律<sup>(22)</sup>が制定された（法律を実施するための技術的条件が整ってから施行することとされているため、施行日は未定）。また、連邦政府は、AI 等の技術開発において公的な財源で収集したデータの利用を促進するとし、オープンデータを推進するため、電子政府法を改正した<sup>(23)</sup>。

## II 電子政府法の概要

### 1 電子政府法の改正経過

電子政府法は、制定後も、電子政府を促進するための規定が少しずつ加わっており、2021 年 7 月までに、8 回の改正を経ている（次ページの表 1）。このうち 3 回は、EU の規則や指令等と関連する改正（公共調達、EU 市民カード、データ保護）で、他の 5 回の改正は、ドイツの施策に基づく改正（書面削減、行政サービスに関する情報提供、オープンデータ（2017 年及び 2021 年の 2 回）、連邦の行政ポータルサイト）である。

### 2 電子政府法の概要

電子政府法は、行政サービスの申請から文書保存までの行政のプロセス（対外的な行政手続と内部事務）を一貫して電子的に行えるようにするための電子政府の基盤整備を目的としている。しかし、電子政府法には、具体的な電子化の措置を官庁に義務付ける規定が比較的少ない。そのため、同法は、行政の電子化にとっての障害を除くことを目的とし<sup>(24)</sup>、行政の電子化に取り組むきっかけを官庁に与える性格の法律であるとされる<sup>(25)</sup>。同法の概要は、次のとおりである<sup>(26)</sup>。

(22) Gesetz zur Einführung und Verwendung einer Identifikationsnummer in der öffentlichen Verwaltung und zur Änderung weiterer Gesetze vom 28. März 2021 (BGBl. I S. 591).

(23) Gesetz zur Änderung des E-Government-Gesetzes und zur Einführung des Gesetzes für die Nutzung von Daten des öffentlichen Sektors vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2941). BT-Drs. 19/27442, S. 1.

(24) Denkhaus et al., *op.cit.*(6), S. 21.

(25) BT-Drs. 19/10310, S. 8.

(26) 概要については、BT-Drs. 17/11473 を参照した。

表 1 電子政府法の制定及び改正経過

施行日	法律名	電子政府法の条項
2013.8.1 等	電子政府法	
	Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz) vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749).	
2017.4.5	連邦の行政法における放棄可能な書面の命令を削減する法律	第 17 条の新設等
	Gesetz zum Abbau verzichtbarer Anordnungen der Schriftform im Verwaltungsrecht des Bundes vom 29. März 2017 (BGBl. I S. 626).	
2017.5.27	公共調達における電子請求に関する EU 指令 2014/55/EU を実施する法律	第 4a 条の新設 第 18 条の新設 (2018 年 11 月 27 日施行)
	Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 2014/55/EU über die elektronische Rechnungsstellung im öffentlichen Auftragswesen vom 4. April 2017 (BGBl. I S. 770).	
2017.7.6	第 2 次官僚的手続軽減法	第 3 条第 2a 項の新設
	Zweites Gesetz zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie (Zweites Bürokratieentlastungsgesetz) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2143).	
2017.7.13	電子政府法第 1 次改正法 (オープンデータ法)	第 12a 条・第 19 条の新設
	Erstes Gesetz zur Änderung des E-Government-Gesetzes vom 5. Juli 2017 (BGBl. I S. 2206).	
2019.11.1	EU 市民及び欧州経済領域の加盟国の国籍保有者のために電子的身分証明の機能を有するカードを導入し、並びに身分証明書法等を改正する法律	第 2 条の改正
	Gesetz zur Einführung einer Karte für Unionsbürger und Angehörige des Europäischen Wirtschaftsraums mit Funktion zum elektronischen Identitätsnachweis sowie zur Änderung des Personalausweisgesetzes und weiterer Vorschriften vom 21. Juni 2019 (BGBl. I S. 846).	
2019.11.26	EU 一般データ保護規則を実施する第 2 次法律	第 5 条・第 11 条の改正
	Zweites Datenschutz-Anpassungs- und Umsetzungsgesetz EU (2. DSAnpUG-EU) vom 20. November 2019 (BGBl. I S. 1626).	
2020.12.20	家族給付に係る行政手続のデジタル化に関する法律	第 9a 条～第 9c 条の新設等
	Gesetz zur Digitalisierung von Verwaltungsverfahren bei der Gewährung von Familienleistungen vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 1626).	
2021.7.23	電子政府法を改正し、公共部門のデータの利用に関する法律を制定する法律	第 12a 条・第 19 条等の改正
	Gesetz zur Änderung des E-Government-Gesetzes und zur Einführung des Gesetzes für die Nutzung von Daten des öffentlichen Sektors vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2941).	

(出典) 筆者作成。

**(1) 適用対象**

電子政府法が適用されるのは、連邦官庁（連邦直属の公法上の団体、施設及び財団を含む。）の公法上の行政活動、並びに連邦法を実施する場合の州及び市町村の官庁の公法上の行政活動である。（第1条）

**(2) 行政手続（電子メール、証明書、電子決済）**

従前、行政手続においては、文書の郵送や官庁への出頭など非電子的な方法が採られていたが、住民との電子的な通信を可能にすることが、官庁に義務付けられた。まず、適格電子署名を施された電子文書の受信を可能とすることが全ての官庁に義務付けられた。電子メールアカウントを持っていれば適格電子署名を施された電子文書を受信することができるため、この規定は、電子メールアカウントの取得の義務付けと解されている<sup>(27)</sup>。さらに連邦の官庁は、Deメールアカウントの取得によりDeメールの受信を可能とすることと、電子的身分証明書による本人確認を可能とすることも義務付けられた。（第2条）

官庁は、電子的に行政手続を行う場合には、証明書の原本の提出が必要な場合を除き、証明書の電子的な受付を可能とするものとされた。さらに、官庁は、ドイツの公的機関が発行した証明書を、手続に関与する本人の同意を得て、当該公的機関から直接電子的に入手することができるようになった。（第5条）

また、電子的に行う行政手続において手数料が生じる場合に手数料の払込みを可能とするため、官庁は、電子的な商取引において通常用いられている、十分に安全な決済手続に参加しなければならないとされた。（第4条）

**(3) 情報提供（インターネット、オープンデータ、公報・官報、バリアフリー）**

官庁が行う情報提供や情報発信に関する規定は、以下のとおりである。

全ての官庁は、その任務、所在地、業務時間、郵便・電話及び電子メールによる受付、対外的に効力を有する公法上の活動、その手数料、提出書類並びに担当部署及び連絡先に関して、インターネット上において情報を提供することとされた。連邦最高官庁<sup>(28)</sup>については、これに加えて、一般的な行政サービスの情報を、標準化された形式により、インターネット上で提供することとされた。（第3条）

オープンデータに関して、官庁は、再利用<sup>(29)</sup>が想定されるデータをインターネット上で利用に供する場合には、機械可読形式で提供することを義務付けられた（第12条）。連邦の官庁については、これに加えて、公法上の任務を遂行するために自らが収集した未加工のデータ又は第三者に委託して収集した未加工のデータを、インターネット上においてダウンロード用に提供することとされている。オープンデータとして提供しなければならないデータには、研究目的で収集したデータも含まれる<sup>(30)</sup>。（第12a条）

(27) *ibid.*, S. 33.

(28) 連邦最高官庁は、連邦の省、連邦会計検査院、連邦大統領府、連邦首相府である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.458.

(29) （データ利用法にいう）再利用とは、公的な任務の遂行を超える商用又は非商用の目的のための情報の利用をいう（データ利用法の前身である旧・情報再利用法（Informationsweiterverwendungsgesetz vom 13. Dezember 2006（BGBl. I S. 2913）第2条第3号）。

(30) 「研究目的で収集したデータ」は、2021年の改正により追加された。

連邦、州又は市町村の公報及び官報は、紙媒体に追加して、又は専ら、電子版により刊行することができることとされた。(第15条)

また、連邦の官庁は、電気通信及び電子文書の使用について、適切な形(ウェブサイトにおいては、図表等への代替テキストの追加、文字サイズを変更可能にすること、手話による情報提供等)でバリアフリー化するものとされた。(第16条)

#### (4) 内部事務(文書管理、行政手続の最適化、電子請求書)

電子政府法は、行政手続のみならず、以下のとおり、内部事務の電子化も目指している。

官庁は、文書管理を電子的に行うものとされ、最新の技術を用い、適切な技術的及び組織的な措置により、適法な文書管理の原則が遵守されることを保障しなければならないとされた。(第6条)

連邦の官庁は、文書管理を電子的に行う場合には、紙の文書を電子化(スキャン)した複製物を電子的な文書ファイルにおいて保管する。紙の文書は、電子化後に、法的な理由等による保管が不要となり次第、廃棄するものとし、手続のために提出された証明書や契約書は、電子化後に提出者に返却するものとされた<sup>(31)</sup>。(第7条)

連邦の官庁は、事務手続の電子化を目的として情報技術システムを導入する前に、現行の事務手続を記録・分析し、最適化するものとされた(第9条)。これは、紙で行っている行政手続をそのまま電子的に行うのではなく、必要に応じて手続を最適化し、再構築して、行政の効率を高めることを意味する<sup>(32)</sup>。

また、官庁は、委託契約について発行された電子請求書を受け付け、処理できるようにすることを義務付けられた。(第4a条)

#### (5) 連邦の行政ポータルサイト

連邦内務省が指定する公的機関は、連邦の官庁横断的な行政ポータルサイトを構築・運営し、国民の利用に供することとされた。この行政ポータルサイトでは、連邦、州及び市町村の行政サービスの電子的な検索が可能となるほか、連邦のユーザーアカウントを介して電子的な本人確認が可能となる。また、行政ポータルサイトを通じて行政サービスを申請できるように、電子的な申請書式がダウンロード可能となるよう規定された(第9a条)。さらに、連邦の行政ポータルサイトにおいて個人データを処理するための規定(第9b条)、データ保護法上の責任についての規定(第9c条)が置かれた。

### Ⅲ 電子政府法の評価

#### 1 連邦内務省による評価の委託

連邦政府は、「行政の電子化の推進及び他の規定の改正に関する法律」第30条第1項の規定により、施行後5年以内に、同法が達成した効果を連邦議会に報告することを義務付けられていた。そのため、連邦内務省は、人材マネジメント・コンサルタント会社のキーンバウム社<sup>(33)</sup>

(31) BT-Drs. 17/11473, S. 39.

(32) Bundesministerium des Innern, „Minikommentar zum Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften,“ S. 2.

(33) Kienbaum Consultants International GmbH website <<https://www.kienbaum.com/de/>>



に評価を委託した。同社は、評価のために、連邦内務省の職員や関係団体・IT業界の専門家にインタビューを行ったほか、官庁（連邦、州、市町村）や市民・企業に対してアンケート調査を行うなどした。同社は、調査結果と、法律の評価、行政の電子化に関する今後の取組についての提言をまとめ、2018年3月31日に報告書を連邦内務省に提出した。

連邦政府は、この報告書を検討し、連邦政府として今後取り組むべき重点分野を提言する報告書<sup>(34)</sup>を取りまとめ、2019年5月に、連邦議会に提出した。連邦政府の報告書では、最初にキーンバウム社による調査と法律の評価、今後の取組の提言の概要が紹介され、次に連邦政府の提言が記載されている。キーンバウム社の報告書は、連邦政府の報告書に添付されている。

## 2 委託調査報告

### (1) 法律の実施状況

官庁（連邦 76、州 259、市町村 465、その他 30 の総数 830 官庁<sup>(35)</sup>）に対するアンケート調査によれば、法律の実施状況は、概して芳しくない。約半数の官庁は、現在法律を実施するための準備段階にあると回答し、約4分の1の官庁は、法律の実施を義務付けられていないと（認識を誤って）回答した<sup>(36)</sup>。電子化の各措置の実施状況は表2のとおりであり、各措置の実施率の平均は16%とされている<sup>(37)</sup>。

表2 官庁（連邦・州・市町村）における電子化の各措置の実施状況（2017年調査） (%)

	実施済み	準備中	計画中	実施を計画していない	いずれとも言えない
電子署名・Deメール・電子的身分証明書（第2条）	34	37	23	4	3
証明書の電子的受付（第5条）	7	43	32	5	12
電子的な文書管理（第6条） <sup>(注)</sup>	22	40	36	2	0
原本のスキャン及び廃棄（第7条） <sup>(注)</sup>	18	21	50	5	5
行政手続の最適化（第9条） <sup>(注)</sup>	9	52	33	0	6
オープンデータ（第12条）	12	42	26	2	18
電子署名を可能とする手続の拡大	11	37	37	6	8

\*官庁（連邦 76、州 259、市町村 465、その他 30 の総数 830 官庁）を対象としたアンケート調査。  
 (注) 電子政府法第6条、第7条及び第9条に規定する措置については、連邦の官庁のみが回答した。  
 (出典) BT-Drs. 19/10310, S. 69 を基に筆者作成。

行政の電子化を進めるに当たっての困難な点としては、予算の不足、共通のITシステムがないこと、個人情報保護規制、利用者に十分受容されていないこと、職員のデジタル能力の不足が挙げられた<sup>(38)</sup>。

(34) 連邦政府報告書は、次の資料にある。„Bericht der Bundesregierung zur Evaluierung des Gesetzes zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften,“ 13. Mai 2019. (BT-Drs. 19/10310)

(35) *ibid.*, S. 58.

(36) *ibid.*, S. 5.

(37) *ibid.*, S. 69.

(38) *ibid.*, S. 5.

行政の電子化に係る費用対効果は、サービスを利用する市民・企業、サービスを提供する官庁の双方について、「大変良い」、「良い」及び「満足できる」と回答する官庁が約半数を占めた<sup>(39)</sup>。

## (2) 市民・企業への浸透度

市民・企業に対するアンケートによれば、行政の電子化の取組は余り知られていない。

市民（537人が回答）については、適格電子署名を利用する者は10%にすぎない。適格電子署名を利用しない者が適格電子署名を利用しない理由として、「必要がない（41%）」、「適格電子署名を知らなかった（33%）」、「扱いが複雑（9%）」等が挙げられた<sup>(40)</sup>。Deメールについても同様の傾向が見られた。電子的身分証明書については、電子的身分証明の機能を非アクティブにした電子的身分証明書を有する者が34%、アクティブにした電子的身分証明書を有する者が25%であった。アクティブにした電子的身分証明書を有する者のうちでも、77%の者がオンラインで電子的身分証明の機能を利用したことがないと回答している<sup>(41)</sup>。

企業（151社が回答）についても、従業員が適格電子署名を利用する企業は24%、利用しない企業が68%であり、利用しない企業が3分の2強を占めている。従業員が適格電子署名を利用する企業の利用頻度は、週1回以上が25%、月1回以上が47%、年1回以上が14%であった<sup>(42)</sup>。Deメールの利用や、各種証明書の電子的な提出についても同様の傾向が見られた。しかし、官庁に赴く必要がなくなるのであれば、インターネットで手続を行う、と回答した企業は、85%であった<sup>(43)</sup>。

## (3) 専門家へのインタビュー

コムーネ（自治体）、利益団体、IT業界の専門家へのインタビューも行われた。専門家による、電子政府法の個別の規定の実施状況に関する評価は、次のとおりである。例えば、適格電子署名を施された文書やDeメールを受け付けることができるようにする官庁の義務（第2条）は、大半が実施されているが、利用者の側の受容が進んでいないため、電子的な行政手続の利用を増やすという本来の目的は達成されていないとした<sup>(44)</sup>。また、専門家からは、電子政府法の実施に際しての標準化の重要性が指摘された<sup>(45)</sup>。ポジティブな評価として、電子政府法は、多くの点で、行政の電子化のためのきっかけを与えたことが挙げられた<sup>(46)</sup>。

## (4) 法律の評価

調査結果に基づくキーンバウム社による電子政府法の評価は、次のとおりである。すなわち、電子政府法は、行政の電子化のための取組のきっかけを官庁に与えることを主要な目的としていたが、施行から数年が経過し、関係者の取組をドイツ全体で一層進めるためには、各措置の

---

(39) *ibid.*, S. 76.

(40) *ibid.*, S. 93f.

(41) *ibid.*, S. 98f.

(42) *ibid.*, S. 109f.

(43) *ibid.*, S. 117.

(44) *ibid.*, S. 47f.

(45) ただし、連邦政府は、IT計画評議会が既に2017年10月に、行政文書の標準化についての決定を行っているとしている。  
*ibid.*, S. 8, 50; IT-Planungsrat, „Standard für den Austausch von Akten, Vorgängen und Dokumenten: Bedarfsbeschreibung,“ [5. Oktober 2017].

(46) BT-Drs. 19/10310, *ibid.*, S. 5.

実施期限を明確化し、例外措置を具体的に定め、財源を保障するなど、更に踏み込んだ具体的な規定が必要であると結論付けた<sup>(47)</sup>。

### (5) 今後の取組分野に関する提言

キーンバウム社は、立法措置及び立法によらない措置（プロジェクト、イニシアチブ、プログラム等）により、今後、次の6つの分野で取組を行うことを提言した<sup>(48)</sup>。

- ① ハーモナイゼーション：電子政府施策を調整し、連邦、州及び市町村のために、実践に即した標準化を行う電子政府庁（E-Government-Agentur）を設置する。
- ② 行政改革：官庁のデジタル化プロセスを強化し、オンラインによる手続を魅力あるものとする。各官庁に電子政府責任者（E-Government-Beauftragter）とデジタル化担当部署を置き、電子政府を可視化し、報酬等を用いてデジタル化を促進する職員のモチベーションを高める。市民・企業によるオンライン手続の利用を促すためには、手数料を通常より低めとすることが考えられる。
- ③ 効率的なデータ利用：様々なデータを諸官庁が分野横断的に共同利用できるようにするために、行政府のイントラネットにセキュリティを施したゾーンを設ける。
- ④ 電子政府の広報：市民や企業に電子政府施策があまり知られていない原因として、各官庁において行政のデジタル化の優先度が低いことがある。これを改善するために、電子政府のマーケティングを担当する機関を中央に置き、当該機関は、需要のある電子的サービスの調査を行い、市民や官庁の職員に対する広報を行う。
- ⑤ 立法措置：電子文書及び電子証明書の使用に際する法的な問題を批判的に検討し、電子化の措置をより詳細に定め、各措置が適用される官庁を具体的に規定する。
- ⑥ 技術の規制：法律には技術中立的な規定を置き、通信や本人確認の手続の要件を、目標とするセキュリティ・レベルに合わせたものとする。

## 3 連邦政府による検討

キーンバウム社の提言のうち、連邦政府が種々のデジタル化のプログラム等により既に実施中のもの、又は計画中のものも多くあった（表3）。

その他の提言について、連邦政府は、いずれの措置を実施すべきで、いずれの措置が現実的でないかを検討した。特に実現が難しいのは、連邦と州の関係等、憲法上の制約がある事柄である。基本法第84条及び第85条によれば、連邦の法律では、州の行政に関して、州が連邦法を実施する場合についてのみ、規定を置くことができる。しかし、州や市町村は、連邦法の実施のみならず、州法の実施や他の事務も行っている。そのため、州や市町村のシステムは、それらにも対応したものでなければならない。これらのことから、連邦政府は、連邦法において、州や市町村にも一般的に適用されるデジタル化の措置を定めたり、連邦法の適用対象として州や市町村の官庁を具体的に規定したりすることは困難であるとした<sup>(49)</sup>。同様の理由により、電子政府庁の設置も、州や市町村の官庁にも影響を及ぼすような権限を持つことになるため、難しいとされた<sup>(50)</sup>。

(47) *ibid.*, S. 5.

(48) *ibid.*, S. 6f.

(49) *ibid.*, S. 14f.

(50) 2019年2月、連邦内務省にプロジェクトグループ「デジタル・イノベーション・チーム／電子政府庁のコン

表3 キーンバウム社の提言と連邦政府の検討・対応

	キーンバウム社の提言	連邦政府の検討・対応
①ハーモナイゼーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦、州及び市町村における技術の標準化を調整し、推進する機関として電子政府庁を設置する。標準の採用を連邦、州及び市町村の官庁に法律で義務付ける。</li> <li>・情報セキュリティ管理のための統一的な措置を全ての官庁に法律で義務付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年にIT計画評議会が設置され、連邦と州の協働のほか、標準化の決定も随時行われている。</li> <li>・連邦と州の協力を更に強化するために、IT計画評議会は2016年に支援機関FITKOの設置を決定した<sup>(注1)</sup>。</li> <li>・行政ポータルサイト上における行政サービスの概要等の記述についても、標準の方法を採用した。</li> <li>・情報セキュリティの最低基準の設定については、IT計画評議会の下に、ワーキンググループ「情報セキュリティ」が2013年に設置されている。</li> </ul>
②行政改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務員の教育訓練機関において、ITの使用によって行政プロセスの簡素化を意識付けるテーマの受講を義務とする。</li> <li>・各官庁に電子政府責任者を置く。</li> <li>・連邦公務員の採用条件として、ITの能力・経験を加える。ITの能力・資格等を報酬に反映させる。ITの研修を強化する。</li> <li>・電子的手続の手数料を、紙の場合より低く抑える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦の公務員の教育訓練機関においてIT分野を義務付けるという提言に賛成であり、既に実施した。</li> <li>・公務員の採用条件にITの能力を加えることは既に行われている。</li> <li>・ITの能力・資格等を報酬に特別に反映させることには反対である。</li> <li>・電子的手続の手数料を低く抑えることには、賛成である。</li> </ul>
③効率的なデータ利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なデータを諸官庁が共同利用できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EUのシングル・デジタル・ゲートウェイ規則が2018年12月に施行したこともあり、各種データの共同利用をどのように改善できるかについて検討中である。そのほか、電子政府法にオープンデータに関する規定を追加した。</li> </ul>
④電子政府の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子的な行政サービスを広報し、その需を調査するために、電子政府のマーケティングを担当する機関を中央に置く。</li> <li>・電子政府構築の進捗やベスト・プラクティス等を示して、プロセスを可視化するポータルを設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報は、FITKOが行う。</li> </ul>
⑤立法措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法に際して、デジタル化の阻害要因（書面提出の要求等）がないかを審査することを法律で定める。</li> <li>・デジタルの文書や証明書等の証拠力を法律で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面提出の命令の削減は、既に立法化した。</li> <li>・立法に際しては、そのほかに、電子化した（民間の）証明書の提出を許容するかどうかについても検討することが考えられる。官庁が発行した証明書の提出を要求する必要がないことは、明らかであり、登録簿の照合の立法化を図る<sup>(注2)</sup>。</li> </ul>
⑥技術の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律には技術中立的な規定を置き、具体的な技術の詳細やその義務付けは、下位法令や連邦情報技術安全庁（BSI）の技術指針で定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインアクセス法では、そのように対応済み。</li> </ul>

(注1) FITKO (Föderale IT-Kooperation) は2020年1月に設置された。

(注2) 登録簿の照合については、2021年に登録現代化法 (BGBl. I 2021 S. 591) が制定された。

(出典) BT-Drs. 19/10310, S. 7ff を基に筆者作成。

連邦政府は、法的な制約がない提言については、可能な限り実施を検討するとし<sup>(51)</sup>、今後取り組むべき重点分野として、①オンラインアクセス法の実施状況に合わせた電子政府法の改正、②連邦、州及び市町村の協力による標準化とハーモナイゼーション、③デジタル化をテーマとした職員の教育訓練や研修、④情報セキュリティ及びデータ保護、⑤オープンデータを挙げている<sup>(52)</sup>。

## おわりに

ドイツは、近年申請から文書保存までのプロセスを電子化することを目的とする電子政府法(2013年)を制定するなど、様々な立法措置を行い、法令の整備を進めている。しかし、情報セキュリティや個人データ保護、連邦と州の協力の在り方など、克服しなければならない課題は依然として大きい。実態面でも、法律の評価のために施行から4年後の2017年に行われたアンケート調査では、官庁における法律の実施状況は芳しくなく、市民や企業における浸透度も低いことが示された。

しかし、このような問題の克服を試みながら、電子政府法が目指す電子政府の基盤整備は、着実に進みつつある。連邦では、連邦内務省と連邦財務省<sup>(53)</sup>が中心となって各種のプロジェクトを行い、電子政府法が定める電子的な文書管理のためのE-文書(E-Akte)のシステム開発も2020年代半ばを目途に行われている<sup>(54)</sup>。

関連する立法措置としては、児童手当(Kindergeld)等の家族給付を電子申請することができるようにする法改正<sup>(55)</sup>(2020年12月20日施行)があったほか、住民登録データの電子的利用を可能とする住民登録法の改正(一部を除き2021年4月7日施行)<sup>(56)</sup>や、納税者番号を他の行政手続にも使用することができるようにする法律(施行日未定)<sup>(57)</sup>、セキュリティ要件を満たすモバイル端末(スマートフォンやタブレット)を用いた電子的身分証明を可能とする法律(一部を除き2021年9月1日施行)<sup>(58)</sup>等の制定があった。ドイツにおける今後の電子政府施策の進展が注目される。

(わたなべ ふくこ)

セプト及び設置(Aufbau)](Projektgruppe Digital Innovation Team: PG DIT)が設置された。2019年9月に連邦政府により決定された「第2次国家行動計画」では、電子政府庁を「デジタル・イノベーション・チーム」として設けることが記載されているものの、2021年6月現在、その詳細は明らかとなっていない。Bundeskanzleramt, „Zweiter Nationaler Aktionsplan (NAP) 2019 - 2021 im Rahmen der Teilnahme Deutschlands an der Open Government Partnership (OGP),“ 2019, S. 40f; BT-Drs. 19/14661, S. 17f.

(51) BT-Drs. 19/10310, *op.cit.*(34), S. 16.

(52) *ibid.*, S. 8ff.

(53) 各プロジェクトの具体的な開発は、連邦財務省下の連邦ITセンター(Informationstechnikzentrum Bund: ITZBund)等で行われている。

(54) „Die E-Akte Bund - für die moderne Verewaltung.“ Informationstechnikzentrum Bund website <[https://www.itzbund.de/DE/itloesungen/egovernment/eakte/eakte\\_node.html](https://www.itzbund.de/DE/itloesungen/egovernment/eakte/eakte_node.html)>

(55) Gesetz zur Digitalisierung von Verwaltungsverfahren bei der Gewährung von Familienleistungen vom 3. Dezember 2020 (BGBl. I S. 1626).

(56) Zweites Gesetz zur Änderung des Bundesmeldegesetzes vom 15. Januar 2021 (BGBl. I S. 530). 泉真樹子「【ドイツ】オンラインアクセス法の実施—連邦住民登録法第2次改正法及び登録現代化法(ID番号法の制定)—」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, pp.18-19. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11693549\\_po\\_02880108.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693549_po_02880108.pdf?contentNo=1)>

(57) 前掲注(22)を参照。

(58) Gesetz zur Einführung eines elektronischen Identitätsnachweises mit einem mobilen Endgerät vom 5. Juli 2021 (BGBl. I S. 2281).



# 行政の電子化を推進する法律（電子政府法）

Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung (E-Government-Gesetz)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
調査企画課 渡辺 富久子 訳

## 【目次】

- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 行政官庁への電子的アクセス
- 第 3 条 インターネット上における官庁及びその手続に関する情報提供
- 第 4 条 電子決済
- 第 4a 条 電子請求書の受信及び命令授権
- 第 5 条 証明書
- 第 6 条 電子的な文書管理
- 第 7 条 紙の原本の電子化及び廃棄
- 第 8 条 文書の閲覧
- 第 9 条 事務手続の最適化及び手続段階に関する情報提供
- 第 9a 条 連邦の行政ポータルサイト及び利用者アカウント並びに命令授権
- 第 9b 条 連邦の行政ポータルサイトにおける個人データの処理
- 第 9c 条 データ保護法上の責任
- 第 10 条 標準化に関する IT 計画評議会の決定の実施
- 第 11 条 共通の手続
- 第 12 条 データ提供の要件及び命令授権
- 第 12a 条 連邦のオープンデータ及び命令授権
- 第 13 条 電子様式
- 第 14 条 空間参照システム
- 第 15 条 官庁の公報及び官報
- 第 16 条 バリアフリー
- 第 17 条 連邦の行政法分野の法規命令の改正
- 第 18 条 適用に関する規定
- 第 19 条 経過規定

## 第 1 条 適用範囲

- (1) この法律は、連邦直属の公法上の社団 [Körperschaft]、施設 [Anstalt] 及び財団 [Stiftung] を含む連邦の官庁の公法上の行政活動に適用する。
- (2) この法律は、第 9a 条から第 9c 条までの規定を除き、州、市町村 [Gemeinden] 及び市町村連合の官庁並びに州の監督に服する他の公法上の法人が連邦法を実施する場合には、これ

\* この翻訳は、E-Government-Gesetz vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2941) geändert worden ist. <<https://www.gesetze-im-internet.de/egovg/EGovG.pdf>> を訳出したものである。訳文中 [ ] は、訳者が原語又は訳文を補記したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 7 月 31 日である。

らの公法上の行政活動にも適用する。

- (3) 裁判所の事務並びに司法行政官庁 [Behörden der Justizverwaltung] 及びその監督に服する公法上の団体の活動については、当該活動が行政裁判所の事後審査 [Nachprüfung] 又は弁護士、弁理士及び公証人に関する事件を行政裁判所法の規定に従って管轄する裁判所の事後審査に服する場合に限り、この法律を適用する。
- (4) この法律は、連邦の法令に同様の規定又は相反する規定がない限りにおいて、適用される。
- (5) この法律は、次に掲げるものには適用しない。
  1. 刑事訴追、秩序違反の訴追及び捜査、刑事事件及び民事事件に関する国際司法共助、租税及び関税捜査（公課法第 208 条<sup>(1)</sup>）並びに裁判官職務法上の措置
  2. ドイツ特許商標庁及び同庁に設置された仲裁機関における手続
  3. 社会法典第 2 編<sup>(2)</sup>に基づく行政活動

## 第 2 条 行政官庁への電子的アクセス

- (1) 全ての官庁は、適格電子署名を施された電子文書の受信もできるようにする義務を負う。
- (2) 全ての連邦の官庁は、これに加えて、De メール法<sup>(3)</sup>にいう De メールアドレスにより [市民が] 電子的にアクセスすることができるようにする義務を負う。ただし、当該連邦の官庁が、連邦官庁に De メールサービスを提供する、連邦行政のための共通の IT 手続<sup>(4)</sup>にアクセスすることができない場合を除く。
- (3) 全ての連邦の官庁は、法令に基づき本人情報を確認しなければならない行政手続又は他の理由により本人確認が必要と認められる行政手続において、[市民が] 身分証明書法<sup>(5)</sup>第 18 条、eID カード法<sup>(6)</sup>第 12 条又は滞在法<sup>(7)</sup>第 78 条第 5 項に規定する電子的本人確認を行うことができるようにする義務を負う。

## 第 3 条 インターネット上における官庁及びその手続に関する情報提供

- (1) 全ての官庁は、インターネット上において、その任務、所在地、業務時間並びに郵便、電話及び電子メールによる受付に関する情報を一般に分かりやすい言葉で提供する。
  - (2) 全ての官庁は、インターネット上において、対外的に効力を有する公法上の活動、その手数料、提出書類並びに担当部署及びその連絡先に関する情報を一般に分かりやすい言葉で提供し、必要な様式を掲げるものとする。
- (2a) 連邦最高官庁 [oberste Bundesbehörde]<sup>(8)</sup> は、[行政] サービスを定める連邦の法律及び

(1) 公課法 (Abgabenordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. Oktober 2002 (BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61)) 第 208 条は、租税及び関税捜査は、法令違反の調査、課税根拠の調査及び脱税事案の調査であることを定めている。

(2) 社会法典 (Sozialgesetzbuch) 第 2 編は、求職者基礎保障を定めている。求職者基礎保障については、齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』No.728, 2011.9, pp.117-139. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050701\\_po\\_072807.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1)>; 山本真生子・齋藤純子・岡村美保子「諸外国の公的扶助制度—イギリス、ドイツ、フランス—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.789, 2013.5.20, pp.8-9. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8206063\\_po\\_0789.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1)> を参照。

(3) De-Mail-Gesetz vom 28. April 2011 (BGBl. I S. 666).

(4) 連邦交通・デジタルインフラ省の下に設置された IT サービスセンター (Dienstleistungszentrum – IT; DLZ-IT) が、連邦の官庁のために構築する De メールゲートウェイを指す。

(5) Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S. 1346).

(6) eID-Karte-Gesetz vom 21. Juni 2019 (BGBl. I S. 846). eID カードは、EU 加盟国及び欧州経済領域加盟国 (ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン) の国民に対して、その申請により発行される、重要な本人確認データ (氏名、生年月日、住所等) を含むチップカードである。BT-Drs. 19/8038, S. 2.

(7) Aufenthaltsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S. 162).

(8) 連邦最高官庁は、連邦の省、連邦会計検査院、連邦大統領府、連邦首相府である。山田晟『ドイツ法律用語辞



法規命令について、[当該サービスに関する] 情報を適切な形式でいまだ [インターネット上で] 提供していない場合には、連邦中央編集部 [zentrale Bundesredaktion] <sup>(9)</sup> の支援を受けて、一般的なサービスの情報を標準化された形式で提供するものとする <sup>(10)</sup>。

- (3) 市町村及び市町村連合については、州法により [その適用が] 命ぜられている場合に限り、第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

#### 第 4 条 電子決済

- (1) 官庁は、電子的に行う行政手続において手数料又は他の請求額が生じる場合には、電子的な商取引において通常用いられる十分に安全な決済手続の 1 つ以上に参加することによって、当該手数料の支払又は他の請求額の清算を可能としなければならない。
- (2) 手数料の支払又は他の請求額の清算が連邦の電子的な決済手続により行われる場合には、請求書又は領収書は電子的に表示されるものとする。このことは、他の請求額が行政手続ではない手続で徴収される場合にも、同様とする。

#### 第 4a 条 電子請求書の受信及び命令授權

- (1) 競争制限禁止法第 159 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する機関 <sup>(11)</sup> の公共委託契約及び委託契約の実施後並びに公共施設等運営権 [Konzessionen] の実施後に発行された電子請求書は、第 3 項に規定する法規命令の規定に従って受信し及び処理 [verarbeiten] しなければならない。この義務は、第 1 条第 1 項から第 3 項までに規定する適用範囲にかかわらず、及び発注した公共委託契約、委託契約又は公共施設等運営権実施契約の金額が競争制限禁止法第 106 条 <sup>(12)</sup> に規定する基準額に達し、又は超過するかを問わず、適用される。電子請求書の発行について規定する契約上の定めは、その適用を妨げない。
- (2) 電子請求書とは、次の各号のいずれの要件をも満たすものをいう。
1. 構造化された電子的な形式で発行され、送信され及び受信されること。
  2. 当該形式により請求書の自動的かつ電子的な処理が可能となること。
- (3) 連邦政府は、請求書の電子的な送受信の在り方に関する特別な規定を連邦参議院の同意

典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.458.

(9) 連邦中央編集部は連邦内務省に置かれ、行政手続の情報（サービスに関する情報、手続プロセス、データフィールド）を標準化した形で記述する（Föderales Informationsmanagement: FIM. 連邦と州共同の情報マネジメント）。このデータに、州と市町村が追記することができる。„Föderales Informationsmanagement (FIM).“ IT-Planungsrat website <<https://www.it-planungsrat.de/DE/Projekte/Anwendungen/FIM/FIM.html>> 全ての連邦省に編集部（Bundesredaktion）が置かれ、連邦中央編集部はそれを統括している。詳細は、渡辺富久子・神足祐太郎「ドイツにおける行政の電子化推進の体制と課題」『レファレンス』No.847, 2021.7, pp.70-71. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11703677\\_po\\_084703.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11703677_po_084703.pdf?contentNo=1)> を参照。

(10) 2017 年の改正（BGBl. I 2017 S. 2143）において第 2a 項が追加された際には、次の第 2 文及び第 3 文があったが、2020 年の改正（BGBl. I 2020 S. 2668）で削除された。「連邦政府は、連邦議会に対して、2018 年 12 月 31 日までに、第 1 文に規定する情報提供の進捗について報告する。当該報告書には、これに加え、サービスを定める連邦の法律及び法規命令について、執行プロセス及び様式に関する情報提供の進捗を記載しなければならない。」この規定に基づいた報告書は、BT-Drs. 19/16780 を参照。

(11) 競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Juni 2013（BGBl. I S. 1750, 3245））第 159 条第 1 項は、連邦の委託発注審査部（Vergabekammer）が発注手続の事後審査を担当する連邦の機関を定めている。連邦の委託発注審査部は連邦カルテル庁に置かれ、契約に至らなかった応募者の申請により、発注者が発注手続に関する諸規定を遵守したか否かを審査する。米丸恒治「ドイツ公共調達法と司法審査の保障—委託発注法改正法による裁判的統制の展開—」『立命館法学』261 号, 1999.2, pp.734-779.

(12) 競争制限禁止法第 106 条は、競争制限禁止法「第 4 章公共委託発注」の規定が適用される契約は、一定の金額を超える案件に限ることを定めている。

を要しない法規命令により定める権限を付与される<sup>(13)</sup>。この規定は、次に掲げる事項を定めることができる。

1. 電子請求書の処理の種類及び方法、特に電子的な処理
2. 電子請求書の発行に係る要件、特に電子請求書が満たさなければならない前提条件、個人情報保護、そのために用いるべき請求書データモデル及び電子的な形式の拘束力
3. 公共委託の発注者、事業部門の発注者 [Sektorenauftraggeber]<sup>(14)</sup> 及び公共施設等運営権実施契約の発注者が、公募条件に電子請求書の使用を定める権限
4. 防衛及び安全保障に関する委託並びに外交案件に係る特例

## 第5条 証明書

- (1) 行政手続を電子的に行う場合には、提出しなければならない証明書を電子的に提出することができるようにする。ただし、法令に別段の定めがある場合又は官庁が特定の手続について若しくは個別の場合において原本の提出を要求する場合を除く。官庁は、事案の審査のために、いかなる電子的提出を許容するかについて、羈束（きそく）裁量により [nach pflichtmäßigem Ermessen]<sup>(15)</sup> 決定する。
- (2) 所管官庁は、それが必要とする証明書で、ドイツの公的機関が発行したものを、手続に参与する本人の同意を得て、当該公的機関から直接電子的に入手することができる。[送付を] 要求する官庁及び送付する公的機関は、この目的のために、必要な個人データを処理することが許される。
- (3) (削除)

## 第6条 電子的な文書管理

連邦の官庁は、文書管理を電子的に行うものとする。第1文の規定は、電子的な文書管理が長期的に見ると不経済である官庁には適用しない。電子的な文書管理を行う場合には、最新の技術を用い、適切な技術的及び組織的な措置により、適法な文書管理の原則が遵守されることを保障しなければならない。

## 第7条 紙の原本の電子化及び廃棄

- (1) 連邦の官庁は、文書管理を電子的に行う場合には、紙の文書に代えて、これを電子化した複製物を電子的な文書 [ファイル] において保管するものとする。電子化に際して、電子文書を機械可読とする場合には、最新の技術を用いて、当該電子文書が紙の文書と同じ外見及び内容となることを保障しなければならない。電子化に過大な技術的費用が必要となる場合には、紙の文書の電子化を行わないことができる。
- (2) 第1項に規定する紙の文書は、電子化した後、法的な理由又は電子化の際の質の確保のための更なる保管が不要となり次第、廃棄し、又は返却するものとする。

## 第8条 文書の閲覧

文書の閲覧の権利が存在する場合には、電子的な文書管理を行う連邦の官庁は、次の各号に掲げるいずれかの措置により、文書を閲覧させることができる。

(13) E-Rechnungsverordnung vom 13. Oktober 2017 (BGBl. I S. 3555).

(14) 事業部門の発注者とは、水道、エネルギー、交通、港湾、空港等の公的事業部門をいう。Carl Creifelds et al., *Rechtswörterbuch*, 23., neu bearbeitete Auflage, München: C.H. Beck, 2019, S. 1043.

(15) 羈束裁量とは、具体的な行政行為をする場合に、適法であるかどうかについての客観的基準により行われる行政庁の裁量をいう。『有斐閣法律用語辞典 第3版』有斐閣, 2006, p.1257.

1. 文書を印字したものの提供
2. コンピュータ画面上における電子文書の表示
3. 電子文書の送信
4. 文書の内容への電子的アクセスの提供

### 第9条 事務手続の最適化及び手続段階に関する情報提供

- (1) 連邦の官庁は、ある事務手続の主要部分を初めて電子化しようとする場合には、情報技術システムを導入する前に、標準的な方法を用いて当該事務手続を記録し、分析し、及び最適化するものとする。その際、連邦の官庁は、手続に関与する者の利益のために、手続段階及びそれ以降の手続並びに照会の時点における担当部署の連絡先に関する情報を電子的に呼び出す<sup>(16)</sup>ことができるようにするものとする。
- (2) 第1項に規定する措置は、正当化できないほどの費用が生じかねず、又は他のやむを得ない理由がある場合に限り、これを行わないことができる。さらに、第1項第2文に規定する措置は、手続の目的に反し、又は法律の保護規定を侵害する場合には、これを行わないことができる。第1文及び第2文に規定する理由は、記録されなければならない。
- (3) 第1項及び第2項の規定は、事務手続又は適用する情報技術システムを大きく変更する全ての場合に準用する。

### 第9a条 連邦の行政ポータルサイト及び利用者アカウント並びに命令授権

- (1) 2017年8月14日のオンラインアクセス法（連邦法律公報第I部3,122頁, 3,138頁）第1条第1項に規定する連邦の行政ポータルサイト及び同法第3条第2項に規定する連邦のユーザーアカウントは、これらを所管する公的機関により、連邦の官庁の電子的な行政活動をその行政分野に関係なく、かつ、行政分野横断的に支援するために、提供される。
- (2) 連邦内務・建設・国土省は、連邦の行政ポータルサイト及びユーザーアカウントを所管する公的機関を、連邦参議院の同意を要しない法規命令により定める権限を付与される。各行政サービスを専門的に所掌する官庁の所管は、その影響を受けない。
- (3) 連邦の行政ポータルサイトは、次に掲げる目的のために、基盤サービスを提供する。
  1. ポータルネットワークにおいて、連邦、州及び市町村の行政サービスの電子的な検索ができるようにすること。
  2. 連邦のユーザーアカウントを介して電子的本人確認を可能とすること。
  3. 連邦の官庁が実施する連邦所管の行政サービスの電子申請のためにオンライン申請様式を提供すること。
  4. 連邦の行政ポータルサイトに参加する連邦の官庁に対して、次に掲げる事項を可能とする安全な電子的送受信の手段を提供すること。
    - a) オンライン申請様式の受信及びダウンロード
    - b) 通知、電子文書及び情報のアップロード並びに申請者が当該通信方法を選択した場合には当該申請者のユーザーアカウントへの送信

### 第9b条 連邦の行政ポータルサイトにおける個人データの処理

- (1) 連邦の行政ポータルサイトにおいて官庁のオンライン申請様式を介して収集される〔申請に〕必要な基本データ〔Stammdaten〕及び手続データは、申請者が同意した場合には、申

(16) 呼出し（Abruf）とは、画面に表示させること、あるいはデータを検索してダウンロードすることをいう。

請の完了前に一時保存することが許される（一時保存申請データ）。

- (2) 一時保存申請データの処理は、申請者が後の時点で当該申請を完了し、修正し、又は消去することを可能にする目的に限り、許容される。
- (3) 技術的及び組織的な措置を用いて、申請の完了前は、それぞれの所管官庁も一時保存申請データにアクセスできないようにすることを保障しなければならない。一時保存申請データは、申請者による最後の処理日から30日経過後に、消去されなければならない。申請者には、申請のために一時保存されたデータの自動消去について通知しなければならない。
- (4) 連邦の行政ポータルサイトにおいてオンライン申請様式を介して収集される申請データは、所管官庁が当該申請を安全な通信手段によって呼び出せるようにするために必要な限りにおいて、申請完了後に保存することができる。所管官庁が連邦の行政ポータルサイトから申請を呼び出したときには、連邦の行政ポータルサイトから当該申請データを遅滞なく消去しなければならない。所管官庁が申請完了から3か月以内にデータを呼び出さない場合には、当該申請は、専ら所管官庁によるデータ呼出しの目的のために別のデータベースに移し、保存しなければならない。技術的及び組織的な措置を用いて、当該別のデータベースにおいて当該所管官庁のみが申請データにアクセスできるようにすることを保障しなければならない。別のデータベースに移してから9か月経過後に、当該申請は、当該別のデータベースから消去しなければならない。申請者が申請を撤回する場合には、連邦の行政ポータルサイトから当該申請を遅滞なく消去しなければならない。

#### 第9c条 データ保護法上の責任

- (1) 第9a条第3項第3号及び第4号並びに第9b条第1項及び第2項に規定する連邦の行政ポータルサイトにおける個人データの処理については、連邦の〔当該申請を所掌するそれぞれの行政分野の〕所管官庁がデータ保護法上の責任を負い、連邦の行政ポータルサイトを所管する公的機関は、その限りにおいて、個人データの処理における自然人の保護、自由なデータ移転及び指令95/46/EUの廃止に関する2016年4月27日の欧州議会及び欧州理事会規則(EU)2016/679〔一般データ保護規則〕(2016年5月4日付O.J.L119,1頁;2016年11月22日付O.J.L314,72頁,2018年5月23日付O.J.L127,2頁)第4条第8号に規定する処理者〔Auftragsverarbeiter〕<sup>(17)</sup>として活動する。
- (2) その他の場合には、連邦の行政ポータルサイトを所管する公的機関が、自らのデータ保護法上の責任において、個人データの処理を行う。
- (3) 連邦のユーザーアカウントにおける個人データの処理は、第9a条第2項の規定により指定された所管の公的機関が、自らのデータ保護法上の責任において行う。

#### 第10条 標準化に関するIT計画評議会の決定の実施

行政のIT化に関する連邦及び州の協力のための計画評議会(IT計画評議会)<sup>(18)</sup>が、IT計画評議会の設置並びに連邦及び州の行政における情報技術の使用の際の協力の基礎に関する協

(17) EU一般データ保護規則第4条第8号によれば、「処理者」とは、管理者の代わりに個人データを取り扱う自然人若しくは法人、公的機関、部局又はその他の組織をいう。個人情報保護委員会訳『個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)【条文】』p.4. <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>>

(18) IT計画評議会(IT-Planungsrat)は、連邦政府のIT担当官及び各州のIT担当の代表者から構成される機関であり、連邦と州のIT分野における協力・調整を行う。„Zusammensetzung des IT-Planungsrats.“ IT-Planungsrat website <[https://www.it-planungsrat.de/DE/ITPlanungsrat/Mitglieder/mitglieder\\_node.html](https://www.it-planungsrat.de/DE/ITPlanungsrat/Mitglieder/mitglieder_node.html)>

定一基本法第 91c 条を実施する協定（連邦法律公報 2010 年第 I 部 662, 663 頁）第 1 条第 1 項第 1 文第 2 号及び第 3 条に基づき、行政分野に関係なく、かつ、行政分野横断的な IT 相互運用性標準又は IT セキュリティ標準に関する決定を行った場合には、連邦政府の IT 担当官委員会（IT 評議会）<sup>(19)</sup> は、連邦の行政機関において当該決定を実施することを決定する。連邦情報技術安全庁法第 12 条<sup>(20)</sup> の規定を準用する。

### 第 11 条 共通の手続

- (1) 共通の手続とは、個人データの処理における自然人の保護、自由なデータ移転及び指令 95/46/EU の廃止に関する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び欧州理事会規則 (EU) 2016/679（一般データ保護規則）（2016 年 5 月 4 日付 O.J. L 119, 1 頁；2016 年 11 月 22 日付 O.J. L 314, 72 頁；2018 年 5 月 23 日付 O.J. L 127, 2 頁）第 26 条<sup>(21)</sup> のその時々で有効な条文にいう複数の責任者が〔共通の〕データベースにおいて、又はデータベースから得た個人データを処理することができるようにするための自動化された手続とする。
- (2) 連邦データ保護法第 2 条第 1 項に規定する連邦の公的機関<sup>(22)</sup> は、本人の保護すべき利益及び関係機関の任務を衡量して適切である場合に限り、共通の手続への参加が許容される。個別のデータ処理の許容性に関する規定は、その適用を妨げない。
- (3) 共通の手続を定める場合又は大きく改訂する場合には、責任者は、事前に、規則 (EU) 2016/679 第 26 条第 1 項及び第 2 項に規定する基準に従って協定を締結する。当該協定においては、規則 (EU) 2016/679 第 28 条<sup>(23)</sup> の規定に従って、共通の手続のための個人データの処理を他の機関に委託することができる責任者を指定することもできる。
- (4) 規則 (EU) 2016/679 にかかわらず、手続に参加する諸機関に連邦法又は州法の異なるデータ保護規定が適用される場合には、共通の手続を定める前に、いずれのデータ保護規定が適用されるかを定めなければならない。さらに、データ保護規定の遵守を検査する監督機関も指定しなければならない。

### 第 12 条 データ提供の要件及び命令授權

- (1) 官庁が、利用から生ずる利益、特にデータ利用法<sup>(24)</sup> にいう再利用による利益が予想されるデータをインターネット上において提供する場合には、原則として機械可読形式で提供しなければならない。機械可読形式とは、その内容のデータをソフトウェアにより自動的に読み取り、及び処理することができるものをいう。データには、メタデータを付与するものと

(19) IT 評議会（IT-Rat）は、連邦首相府長官を議長とし、連邦の各省庁のデジタル化及び IT を所管する事務次官から構成される機関であり、連邦の行政機関の電子化に係る調整を行う。„Steuerungs- und Beratungsgremien im Überblick.“ Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/themen/digitalisierung/steuerungs-und-beratungsgremien-im-ueberblick-1548450>>

(20) 連邦情報技術安全庁法（BSI-Gesetz vom 14. August 2009 (BGBl. I S. 2821)）第 12 条は、IT 評議会が解散した場合について定めている。

(21) EU 一般データ保護規則第 26 条は、2 以上の管理者が共同してデータの取扱いの目的及び方法を決定する場合を定めている。個人情報保護委員会訳 前掲注 (16), p.31.

(22) 連邦データ保護法第 2 条第 1 項に規定する連邦の公的機関は、連邦の司法機関、他の公法上の組織並びに連邦直属の社団、営造物及び財団等。

(23) EU 一般データ保護規則第 28 条は、管理者に代わって処理者がデータを取り扱う場合を定めている。個人情報保護委員会訳 前掲注 (16), p.32.

(24) データ利用法（Gesetz für die Nutzung von Daten des öffentlichen Sektors (Datennutzungsgesetz) vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S. 2941, 2942)）は、オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する EU 指令 2019/1024 を国内で実施するための法律。濱野恵「【EU】オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令」『外国の立法』No.282-2, 2020.2, pp.6-7. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11448986\\_po\\_02820203.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11448986_po_02820203.pdf?contentNo=1)>

する。

- (2) 連邦政府は、第1項に規定するデータの利用のための規定を、連邦参議院の同意を要する法規命令により定める権限を付与される。当該利用規定は、商用及び非商用の利用に対応するものとする。利用規定においては、特に、利用の範囲、利用条件、瑕疵担保責任免責条項及び免責条項を定めるものとする。利用規定には、利用料に関する規定を置くことはできない。
- (3) データ提供のための技術的な形式に関する他の法令の規定は、これが機械可読性を保障する限りにおいて、[この法律に] 優先する。
- (4) 第1項の規定は、2013年7月30日以前に作成されたデータについては、機械可読形式のものに限り、これを適用する。
- (5) 第1項の規定は、第三者、特に州の権利に反する場合には、適用しない。

#### 第12a条 連邦のオープンデータ及び命令授權

- (1) 連邦の官庁（自治団体 [Selbstverwaltungskörperschaften]<sup>(25)</sup> を除く。）は、公法上の任務を遂行するために自らが収集した未加工の機械可読データ又は第三者に委託して収集した未加工の機械可読データを、インターネット上においてデータ呼出し用に提供する。ただし、これ [第1文の規定] により、これらのデータの提供の請求権は生じない。第1文の規定は、高権的任務の自立的な遂行を委託された自然人及び私法上の法人<sup>(26)</sup> には適用しない。
- (2) 第1項第1文の規定は、次の要件を全て満たすデータに限り適用する。
  1. 当該官庁が電子的に保存し、特に表又は一覧の形式で、集合体として構造化されているデータ
  2. 当該官庁の外部の状況に関する事実のみを含むデータ
  3. 連邦の官庁が他者のデータを加工した結果でないデータ
  4. 収集後に加工をしていないデータ。ただし、次の加工を除く。
    - a) 誤りを訂正するための加工
    - b) 法的な又は実際的な理由により行った加工であって、かつ、当該加工をしなければデータの公開が不可能であったもの
  5. 個人に関する記載について変更したデータであって、次のいずれかの要件を満たすもの
    - a) 当該データが、特定された自然人又は特定可能な自然人に関連するものでなくなったこと。
    - b) 該当する個人が特定できないこと又は特定できなくなったこと。
- (3) 第1項第1文の規定にかかわらず、次に掲げるデータは、提供する必要がない。
  1. アクセス権に関して、次のデータ
    - a) 特に、情報自由法第3条、第4条及び第6条の規定<sup>(27)</sup> に従ってアクセス権がない又は制限されるデータ
    - b) 第三者が関与することによりアクセス権が生ずるデータ

(25) 例えば、公的医療保険の保険者である疾病金庫 (Krankenkassen) のように、税金ではなく、会員から徴収する会費 (例えば、保険料) 等により運営される団体。

(26) 例えば、事業者登録簿や透明性登録簿の管理運営を行う機関。BT-Drs. 19/27442, S. 28.

(27) 情報自由法 (Informationsfreiheitsgesetz vom 5. September 2005 (BGBl. I S. 2722)) 第3条 (特別な公共の利益の保護)、第4条 (官庁の決定過程の保護)、第6条 (知的財産権並びに企業秘密及び事業秘密の保護)

2. 当該官庁の委託によらず第三者が作成したデータであって、法的な義務なく当該官庁に送信されたもの
  3. 研究目的で収集したデータであって、既にインターネット上において無料で提供されているもの。これにかかわらず、当該データに含まれるメタデータは、国家メタデータポータルサイト GovData<sup>(28)</sup> において任意で提供することができる。
  4. 銀行の秘密に係るデータ
- (3a) 第1項第1文の規定にかかわらず、個人データを含むデータセットは、提供する必要がない。
- (4) 第1項第1文に規定するデータは、[データ] 収集の目的の障害とならない限り、収集後に遅滞なく提供し、他の場合 [遅滞なく提供するとデータ収集の目的の障害となる場合] には、当該障害がなくなった後に遅滞なく提供する。技術的な理由又は他の重大な理由により遅滞ないデータ提供が可能でない場合には、当該理由がなくなった後に遅滞なくデータを提供しなければならない。第1文の規定にかかわらず、研究目的で収集したデータは、特別法に別段の定めがない限り、当該データ収集を必要とした研究計画が完了し、研究目的が達成されたときに提供されなければならない。研究措置への任意参加のために定められた目的は、これに影響を受けず、引き続き保証される。
  - (5) 第1項第1文に規定するデータには、メタデータを付与しなければならない。これらのメタデータは、国家メタデータポータルサイト GovData に置かれる。
  - (6) 第1項第1文に規定するデータの呼出しは無料で可能としなければならない。制約を受けないデータの再利用は何人にも可能としなければならない。第1項第1文に規定するデータの呼出しは、何時も、登録を義務付けられず、理由の申告なしに可能とするものとする。
  - (7) 連邦の官庁は、第1項第1文に規定するデータ提供に係る要件を、次に掲げる [業務プロセス] 段階において早期から考慮するものとする。
    1. 第9条に規定する事務手続の最適化
    2. データの収集又は処理に関する契約の締結
    3. データの保存及び処理のための情報技術システムの調達
  - (8) 連邦の官庁は、提供するデータの正確性、完全性、信頼性又はその他を検証する義務を負わない。
  - (9) 第1項の規定により [データ提供を] 義務付けられた機関は、情報自由法第3条第8号に規定する機関<sup>(29)</sup> 及び関税局 [Hauptzollämter]<sup>(30)</sup> 又はこれに相当する地方の連邦官庁を除き、オープンデータ調整者 [Open-Data-Koordinator / Open-Date-Koordinatorin] を指名する。調整者は、各官庁の中央の窓口 [Ansprechpartner / Ansprechpartnerin] として機能し、当該官庁のオープンデータの特典、提供及び再利用を促進する。これ [第1文の規定] にかかわらず、他の連邦行政官庁であっても、オープンデータ調整者を任意で指名することができる。
  - (10) オープンデータとしてデータ提供を行う際の問題について連邦行政官庁に助言し、州の

(28) „Metadatenstruktur für Daten in Deutschland.“ GovData / Datenportal für Deutschland website <<https://www.govdata.de/metadaten-schema>>

(29) 情報自由法第3条第8号に規定する機関とは、情報機関を指す。

(30) 関税局は、連邦財務省の地方支分部局で、関税の管理等を所掌する（財務行政法（Finanzverwaltungsgesetz）第12条）。ドイツ全体で41の関税局がある。„Örtliche Behörden.“ Zoll online website <[https://www.zoll.de/DE/Der-Zoll/Struktur-des-Zolls/Oertliche-Behoerden/oertliche\\_beoerden\\_node.html](https://www.zoll.de/DE/Der-Zoll/Struktur-des-Zolls/Oertliche-Behoerden/oertliche_beoerden_node.html)>

同様の機関の窓口となる中央の機関が、連邦政府により設置される。

- (11) 連邦政府は、連邦議会に対して2年ごとに、連邦行政官庁によるオープンデータとしてのデータ提供の進捗状況を報告する<sup>(31)</sup>。連邦政府は、第1項第1文の規定の適用範囲を2025年までに拡大する意図を視野に入れ、[データの]提供義務を自治団体並びに高権的任務の自立的な遂行を委託された自然人及び私法上の法人にも適用できるか否か、並びに第1項第2文にいうデータ提供の請求権の導入について評価する。
- (12) 連邦内務・建設・国土省は、他の連邦省及び連邦政府担当官 [Beauftragte der Bundesregierung] との合意を得て、第1項第1文に規定するデータの提供プロセスに関する規定を、連邦参議院の同意を要しない法規命令により定める権限を付与される。

### 第13条 電子様式

法令において、署名欄を含む特定の様式の使用が定められている場合には、そのことのみにより書面の方式が命令されているものとしなない。官庁に電子送信するための様式を定めるに当たっては、署名欄を設けない。

### 第14条 空間参照システム

- (1) 国内の土地に関する項目を含む電子的な登録簿を新たに設置し、又は改訂する場合には、官庁は、当該項目と関連する筆地、建物又は法令で定義された区域の各々について、全国で統一的に定められた直接空間参照系情報 [direkte Georeferenzierung] (位置座標) を当該登録簿に取り込まなければならない。
- (2) この法律にいう登録簿とは、連邦の法令に基づきデータが収集され、又は保存される公開又は非公開の登録簿をいう。

### 第15条 官庁の公報及び官報

- (1) 連邦の法令により定められた連邦、州又は市町村の公報及び官報 [amtliche Mitteilungs- und Verkündungsblätter] の刊行義務は、当該公報及び官報がインターネット上で提供される場合には、基本法 [Grundgesetz] 第82条第1項<sup>(32)</sup>の規定にかかわらず、追加的に又は専ら電子版により遂行することができる。
- (2) 刊行物は、特に、印刷物の注文又は公共の施設における配布の手段によって、何人にとっても適切に入手可能としなければならない。刊行物の予約購読又は新刊案内の電子的受取りは、これを可能としなければならない。電子版のみが存在する場合には、インターネット上において適切な方法でその旨を知らせなければならない。[その際は、] 何人も刊行されたコンテンツへ継続的にアクセスできるようにし、内容の改変が行われなくすることを保障しなければならない。電子版と紙版が同時に刊行される場合には、刊行する機関は、どちらの版を正式とみなすかについて規定を置かななければならない。

### 第16条 バリアフリー

連邦の官庁は、障害者平等法第4条<sup>(33)</sup>の規定により、電気通信及び電子文書の使用を適切な形でバリアフリー化するものとする。

(31) この規定に基づき、2019年10月に、最初の報告書が連邦議会に対して提出された。„Erster Bericht der Bundesregierung über die Fortschritte bei der Bereitstellung von Daten (1. Open-Data-Fortschrittsbericht),“ 10. Oktober 2019. (BT-Drs. 19/14140)

(32) 基本法第82条第1項は、連邦法を公布する連邦法律公報について定めている。連邦法律公報を電子版のみにするためには、基本法の改正が必要とされている。BT-Drs. 17/11473, S. 46.

(33) 障害者平等法 (Behindertengleichstellungsgesetz vom 27. April 2002 (BGBl. I S. 1467, 1468)) 第4条は、「バリア



## 第 17 条 連邦の行政法分野の法規命令の改正

連邦の法規命令における書面の方式の命令について、2013 年 7 月 25 日の行政の電子化の推進及び他の規定の改正に関する法律（連邦法律公報第 I 部 2,749 頁）第 30 条第 2 項第 1 号<sup>(34)</sup>の規定に基づく連邦政府の報告書（連邦議会印刷物 18/9177, 29～47 頁）において、放棄できるとされた命令は、これを廃止すること又は可能な限り簡易な電子手続とすることを目的とした改正を行わなければならない。

## 第 18 条 適用に関する規定

準中央の [subzentral] 公共委託の発注者、事業部門の発注者及び公共施設等運営権実施契約の発注者については、第 4a 条の規定は、2019 年 11 月 27 日から適用しなければならない。準中央の公共委託の発注者とは、連邦最高官庁ではない全ての公共委託の発注者をいう。連邦の憲法機関<sup>(35)</sup>は、この法律の目的のため、連邦最高官庁とみなす。

## 第 19 条 経過規定

- (1) 第 12a 条の規定は、2017 年 7 月 13 日以降に収集されるデータに適用する。2017 年 7 月 12 日以前に収集されたデータについては、当該データが第 12a 条第 1 項第 1 文に規定する官庁の公法上の任務の遂行のために 2017 年 7 月 13 日以降に使用される場合に限り、第 12a 条の規定を適用する。
- (2) 連邦間接行政<sup>(36)</sup>を行う官庁は、第 12a 条に規定するデータを、2021 年 7 月 23 日から遅くとも 12 か月以内に初めて提供する。当該データ提供のために著しい技術的調整が必要であり、この理由により第 1 文に規定する期間内にこれ [データ提供] を行うには過大な費用がかかる場合には、初回のデータ提供のための期間は、技術的調整を行うために、2 年まで延長される。第 2 文の場合には、初回のデータ提供の際に、最新のデータのみ提供しなければならない。
- (3) 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、かつ第 12a 条第 4 項第 3 文の規定に影響を与えることなく、連邦の官庁は、研究目的で収集したデータを、2021 年 7 月 23 日から遅くとも 36 か月以内に初めて提供する。
- (4) 第 1 項の規定にかかわらず、第 12a 条第 9 項第 1 文に規定する義務は、職員 30 人未満の連邦直接行政を行う官庁及び連邦間接行政を行う官庁には、2021 年 7 月 23 日から遅くとも 36 か月以内に適用し、並びに職員 50 人未満の連邦直接行政を行う官庁には、2021 年年 7 月 23 日から遅くとも 24 か月以内に適用する。

（わたなべ ふくこ）

フリー」を定義している。山本真生子「ドイツの障害者平等法」『外国の立法』No.238, 2008.12, pp.73-95. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000159\\_po\\_023803.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000159_po_023803.pdf?contentNo=1)> を参照。

(34) 2013 年 7 月 25 日の行政の電子化の推進及び他の規定の改正に関する法律（Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S. 2749)）第 30 条第 2 項第 1 号は、連邦政府は、連邦の行政法分野の法令のうちのいずれにおいて書面の方式を要求しないことができるかについて、当該法律の施行から 3 年以内に連邦議会に報告することを定めている。

(35) 連邦の憲法機関とは、連邦議会、連邦参議院、連邦大統領、連邦政府及び連邦憲法裁判所をいう。

(36) 連邦間接行政とは、法的に独立した法人として連邦から切り離され、連邦の監督下に置かれる公法上の社团や営造物による行政をいう。これに対し、連邦直接行政とは、法的に独立してドイツ連邦共和国に直属する中央の官庁又は中央の官庁に附属する官庁による行政をいう。Heinrich Amadeus Wolff et al., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland: Handkommentar*, 12. Auflage, Baden-Baden: Nomos, 2018, S. 624f.

